

基礎自治体を取り巻く現状と課題について

令和4年1月24日

総務省自治行政局市町村課

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第11号)の概要

- 平成22年改正後の合併特例法の期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き、合併の円滑化のための措置を講じることができるよう、法律の期限(令和2年3月31日)を10年間延長。

【参考】合併特例法に定められている主な特例措置

○ 議会の議員の定数又は在任に関する特例(第8条・第9条)

- <定数特例> 編入合併の場合、人口に応じて合併市町村の議会の議員の定数を増加し、編入される旧市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。
- <在任特例> 合併後の一定期間に限り、旧市町村の議員が新市町村の議員として在任することができる。
(編入合併の場合は編入先市町村議員の残任期間まで、新設合併の場合は合併後最大2年まで)

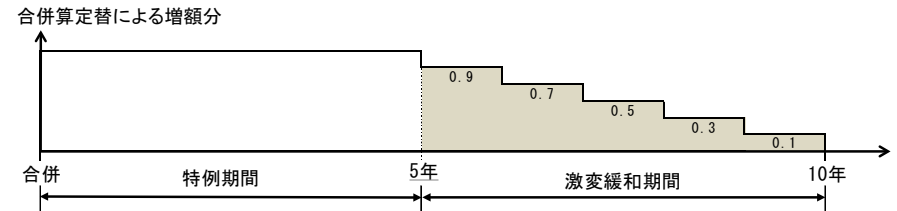
○ 地方税に関する特例(第16条)

合併に伴う住民の税負担の急激な増加を緩和するため、合併後5年度に限り、

- ① 不均一課税・課税免除をすることができる。
- ② 合併により人口30万以上となった場合であっても、引き続き事業所税を非課税とする。
- ③ 合併により三大都市圏の市となった場合、農地を宅地並課税の対象としない。

○ 合併算定替(第17条)

合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間は、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定(合算額を措置。)



○ 住民発議・住民投票(第4条・第5条)

- ・ 有権者の50分の1以上の者の連署をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。
- ・ 当該請求が議会において否決され、かつ、市町村長が住民投票の請求をしなかった場合には、有権者の6分の1以上の連署をもって合併協議会の設置について住民投票の請求をすることができ、有効投票総数の過半数の賛成があった場合には、合併協議会を設置。

○ 合併特例区(第26条～第57条)

地域住民の声を行政運営に反映するために、合併前の旧市町村の区域に合併特例区(※)を設置することができる。

※ 旧市町村区域の事務を処理、法人格を有する、区長は必置、設置期間は5年以内、公の施設の設置管理可能、予算編成権あり。

- 令和2年3月31日施行。令和12年3月31日失効。

合併市町村に対する地方債措置について

	現行の地方債措置	
名称	地域活性化事業債	
対象市町村	平成22年度以降に合併した市町村 (現行合併特例法)	
発行可能期限	合併市町村基本計画で定めた実施期間終了まで	
	充当率	90%
等	交付税算入率	30%

【参考】 平成の合併における地方債措置			
合併特例債		合併推進債	
平成11年度から平成17年度までに合併した市町村 (旧合併特例法)		平成17年度から平成21年度までに合併した市町村 (新合併特例法(平成22年改正前))	
<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の被災市町村 合併年度及びこれに続く25年度 ○被災市町村以外の市町村 合併年度及びこれに続く20年度 		<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の被災市町村 合併年度及びこれに続く20年度 ○被災市町村以外の市町村 合併年度及びこれに続く15年度 	
<p>【H30.4.10衆・総務委員会 附帯決議(抄)】 合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられたものであることを踏まえ、合併市町村が、今後、<u>合併特例債の発行可能期間の更なる延長を行うことなく、今回の延長期間内に市町村建設計画に基づいて行う事業等を住民合意を尊重し、実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。</u></p> <p>【H30.4.17参・総務委員会 附帯決議(抄)】 合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられた趣旨を踏まえ、今回の<u>延長発行期限を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。</u></p>		<p><経過措置について> 【令和3年度財政課通知(抜粋)】 「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律」(平成22年法律第10号)による改正前の「市町村の合併の特例等に関する法律」(平成16年法律第59号)に基づき、平成17年度から平成21年度に合併した市町村における合併推進債については、<u>経過措置として、発行可能期間内に実施設計に着手した事業に対して、現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。</u></p>	
充当率	95%	充当率	90%
交付税算入率	70%	交付税算入率	40%

合併特例事業に係る質疑応答について

【合併特例債について】

Q 1 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第11条の2第1項第3号に規定する基金(以下「基金」という。)の取崩しについては、当該取崩しを実施する年度の前年度末までに当該基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった額の範囲内のみ可能とされているが、市町村建設計画に基づく事業が完了後も、基金に残高がある場合、一般財源もしくは財政調整基金への繰入は可能か。

A 1 条例に定められた基金の設置目的に応じて、当該基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった額の範囲内のみ取崩すことは、「合併特例債により造成した基金の取扱いについて」(平成18年12月25日付け事務連絡)に基づき、可能であるが、一般財源もしくは財政調整基金への繰入を行うことは出来ない。

【合併推進債について】

Q 2 合併推進債の経過措置(以下「経過措置」という。)は、実施設計に着手した事業が完了するまで適用可能か。

A 2 発行可能期間内に実施設計まで着手した事業については、合併特例事業推進要綱の改正(令和3年4月1日)により、経過措置として事業が完了するまで適用可能である。なお、経過措置を適用する場合は、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第6条第6項に基づき、合併市町村基本計画の変更を行うこと。

Q 3 経過措置を適用させるため、合併市町村基本計画の変更を行う場合は、どのような変更をすれば良いのか。

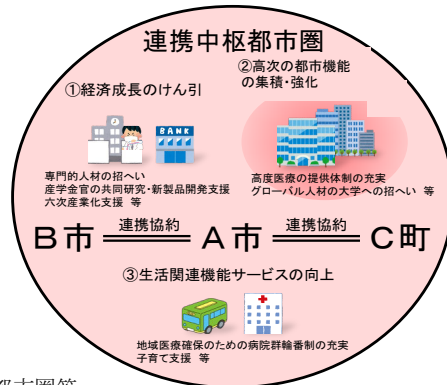
A 3 経過措置を適用する事業については、合併市町村基本計画の事業計画及び財政計画の関係箇所を変更することで、当該事業の実施期間等を明確化しておくこと。

多様な広域連携の推進

- 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。
- 今後のインフラの老朽化や専門人材の不足の深刻化に対応するため、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的。
- 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。

連携中枢都市圏等

広域的な産業政策等の取組に加え、施設・インフラや専門人材の共同活用による生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも対応し、取組を深化させていくことが必要

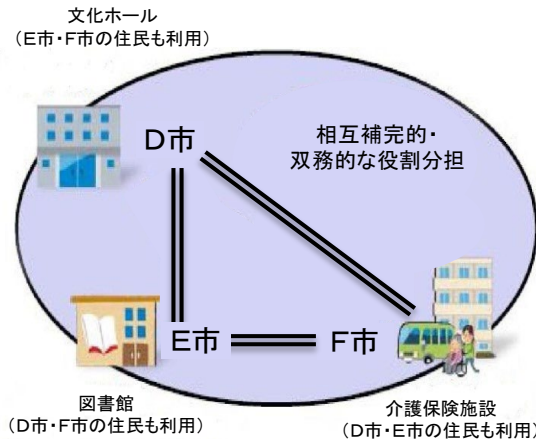


※連携中枢都市圏等：

- 連携中枢都市圏(指定都市又は中核市かつ昼夜間人口比率おおむね1以上の市を中心とする圏域)
- 定住自立圏(人口5万程度以上かつ昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)

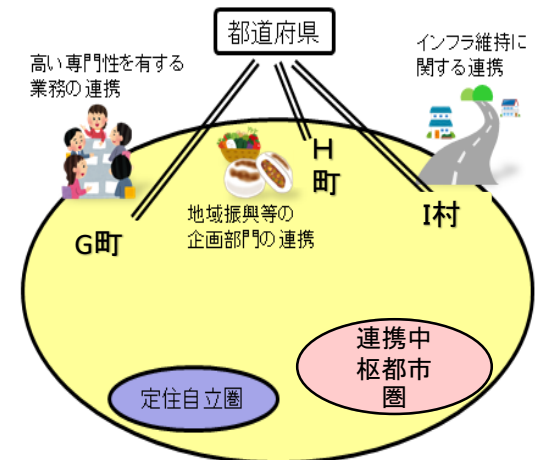
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組が必要



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援が必要



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

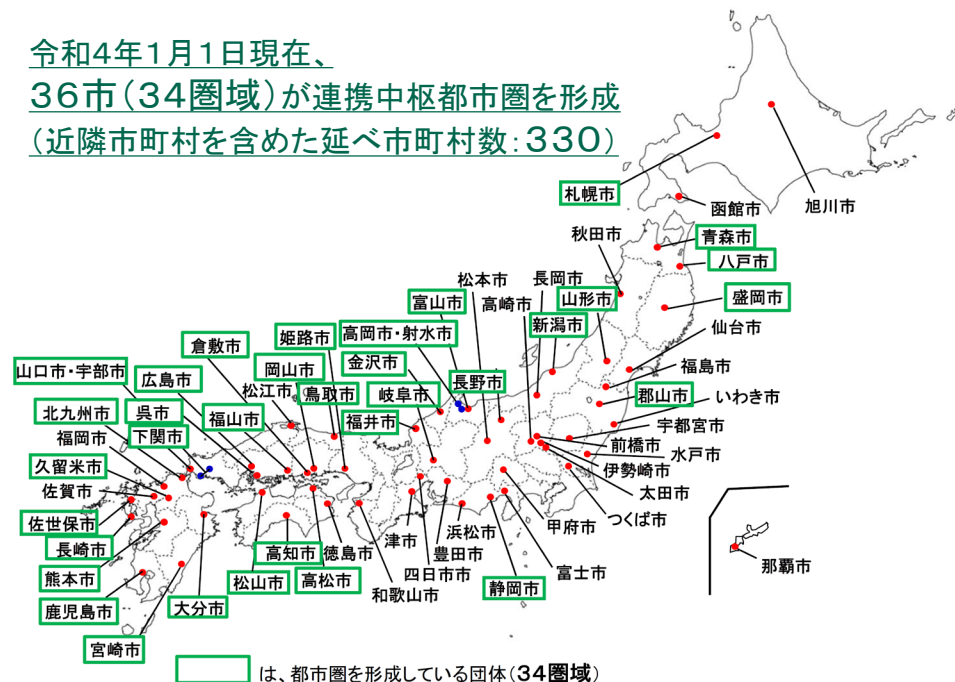
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開
- 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定

令和4年1月1日現在、
36市（34圏域）が連携中枢都市圏を形成
（近隣市町村を含めた延べ市町村数：330）



□ は、都市圏を形成している団体（34圏域）

● は、連携中枢都市の要件を満たす市（59市）※中核市に移行していない市も含む

【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する

包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

(1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

① 普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

（圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円）

② 特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定（措置率0.8）

(2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,800万円を上限（措置率0.8）

2. 地域活性化事業債の充当

- ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用
措置率0.8、上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還金利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ
（例：融資比率35%→45%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・辺地度点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書（R3.3）の概要

※ 検討WG：学識経験者3名、地方公共団体職員6名で構成し、令和2年8月～令和3年3月まで開催。同月に報告書を公表し、各地方公共団体に周知。

1 「地域の未来予測」の基本的な考え方

人口構造の変化や施設・インフラの老朽化が進む中で、地域社会においては、今後、多様な変化や課題が顕在化する。各市町村においては、これらの変化や課題に適切に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要がある。

そのためには、各市町村において、将来、具体的にどのような資源制約が見込まれるのか、その行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを、客観的なデータを基にして「地域の未来予測」として整理し、首長や議会、住民等の地域社会を支える主体がともに資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのかの議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要となる。

2 「地域の未来予測」の対象となる分野・指標

(1) 分野について

上記の考え方を踏まえ、将来推計の対象となる分野の例としては、人口構造の変化や施設・インフラの老朽化のほか、これらの影響を大きく受けるものとして「子育て・教育」「医療・介護」「公共交通」「衛生」「消防・防災」「空間管理」を提示した。

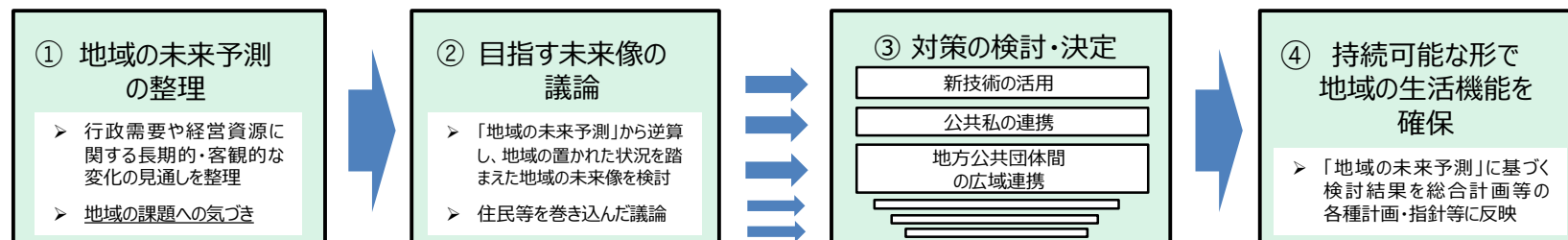
(2) 指標について

各分野における将来推計の指標の例としては、市町村が掲げる目標とは異なるものとして、施策の効果を極力取り除いた、可能な限り客観的に推計できるものを採用した。

3 「地域の未来予測」の活用方法

各市町村は、「地域の未来予測」を作成した上で、どのような未来を実現したいのか、「目指す未来像」について、ワークショップの開催や地域の多様な主体が参画している協議会等のプラットフォームの活用等により住民等とともに議論すること、議論の結果を様々な政策や計画に反映させていくことが期待される。「目指す未来像」の議論において、多様なステークホルダーと課題やビジョンを共有するには、GISソフト等を活用した「見える化」や、提示方法の検討も重要になる。

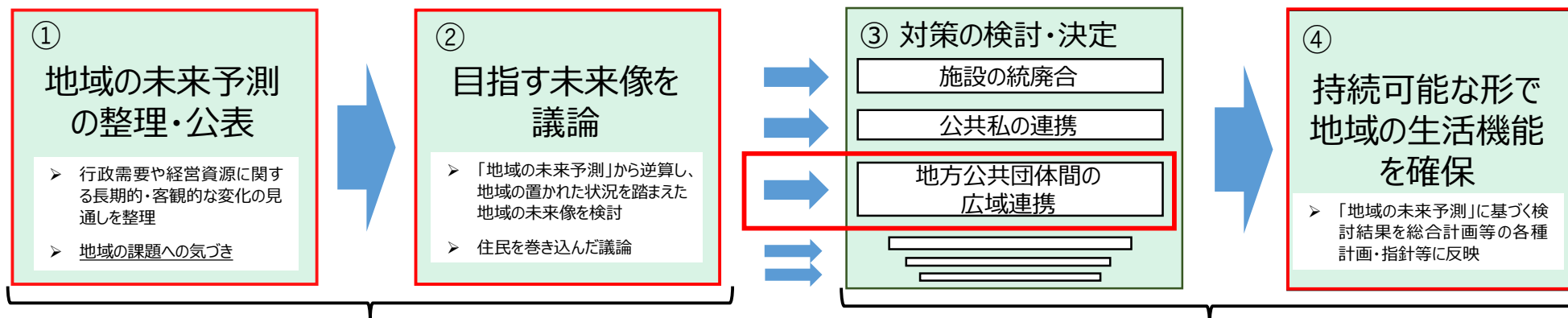
「地域の未来予測」を、広域連携を視野に入れている地域等において複数市町村の共同で作成することや、住民により身近な問題についても分析や議論を行うため、市町村より小さい単位で作成することも有用である。



連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域においても広域連携を進めやすくするため、当該地域の中で広域連携を目指す複数の市町村が「地域の未来予測*」を共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費について、特別交付税措置を講じるもの。

*「地域の未来予測」: 行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し。
 詳細については、「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」(令和3年3月)参照。

<「地域の未来予測」に基づく広域連携のフローイメージ>



I 「地域の未来予測」の共同作成等に要する経費への特別交付税措置 (措置率0.5/対象経費の上限額500万円)

(想定される主な経費の例)

- 「地域の未来予測」の共同作成に要する経費
 - ・ 地域課題の調査・分析経費
 - ・ 調査結果に基づく報告書の作成経費 等
- 「地域の未来予測」に基づく連携のあり方の検討、合意形成等に要する経費
 - ・ 「地域の未来予測」を活用したWGの開催経費
 - ・ 「地域の未来予測」の住民説明に要する経費 等

II 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組に係るソフト事業に要する経費への特別交付税措置 (措置率0.5/対象経費の上限額1,000万円) ※「地域の未来予測」の作成から3年以内実施するソフト事業に限る。

(想定される主な経費の例)

- 連携事業の実施のための議論に要する経費
 - ・ 連携事業の実施のために必要な調査分析経費
 - ・ 連携事業の検討会等の開催経費 等
- 連携事業の実施に要する経費
 - ・ システム改修費
 - ・ 備品購入費
 - ・ 連携事業に関する住民説明に要する経費 等

1. 調査の概要

- 令和3年3月末時点において連携中枢都市圏ビジョンを策定している連携中枢都市圏の連携中枢都市を対象に実施。
- 例年実施している①「連携中枢都市圏におけるKPIの設定状況及び達成状況に関する調査」に加えて、②「連携中枢都市圏におけるKPIの設定・検証方法等に関する調査」を新たに実施。
- ②「連携中枢都市圏におけるKPIの設定・検証方法等に関する調査」では、それぞれの圏域において、施策や事業のKPIの設定や検証をどのように行っているか、KPIの設定等における工夫等について調査を実施。

2. 調査の結果（概要）～KPIの設定方法等について～

<KPIの設定の方法等>

- 多くの圏域が各事業の所管課（原課）と連携担当課で調整を行った上で、ビジョン懇談会での議論も経てKPIを設定している。
- 数は少ないが、議会の議決を経てKPIを設定している圏域や外部有識者のアドバイスを踏まえてKPIを設定している圏域もある。

<KPIの検証の方法等>

- 多くの圏域が毎年度検証を行っている。
- ビジョン懇談会で検証を行っている圏域が多いが、ビジョンに定める取組期間（おおむね5年間）終了のタイミングで外部（コンサルタント）に委託して成果検証を行った圏域もある。

<KPIの設定等に当たっての工夫等>

- 連携担当課から各事業の所管課に対し、KPIの設定等に有益なデータや資料等を提供するなど連携担当課が中心となってKPIの質を高めるための工夫をしている事例が見られる。
- 政策分野ごとに連携市町村でKPIについて議論する場を設けているなど連携市町村を巻き込みながらKPIの設定等を行っている事例が見られる。

3. 調査の結果(概要)～KPIの内容について～

＜適切なKPIとして評価できるKPIの例＞

- 連携の効果(特に、連携市町村への波及効果)を測るKPIを設定している。
(例)連携中枢都市に所在する公共施設を連携市町村の住民がどの程度利用しているかをKPIとして設定。
- 事業効果を直接的に測ることができるアウトカム指標をKPIとして設定している。
(例)セミナーの開催回数や参加人数ではなく、セミナーがどれだけ参加者の行動の変容につながっているかをKPIとして設定。

＜各圏域におけるKPIの設定に係る課題の例＞

- 事業に関するKPIとして適切なアウトカム指標が思い当たらず、アウトプット指標を設定している。
(例)職員の人材育成について、能力向上度合いを計測する手段がなく、KPIを「研修開催回数」「研修参加者数」と設定。
- 施策に対するKPIとして、連携事業以外の要因で大きく変動しやすいKPIを設定している。
(例)「雇用対策」という施策に対するKPIを「第2次・第3次産業の従業者数」と設定。

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)一抄一

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3 国と地方の新たな役割分担等

(地方自治体間の補完・連携等)【一部抜粋】

市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。立地適正化・地域公共交通計画について、一体的・広域的策定を推進する。

- ✓ 内閣府及び総務省から各府省に対して、「市町村が策定する法定計画について、特段の支障が無い限り原則として共同策定を可能とし、その旨を法令や通知等において明らかにしていただきたい」旨依頼(令和3年7月)。
- ✓ 内閣府及び総務省の連名で市町村が策定する法定計画の共同策定の可否に関する状況を把握するための調査を実施。

(主な調査項目)

- 市町村が策定する法定計画について複数の市町村による共同策定が可能か。
- 複数の市町村による共同策定が可能である場合、その旨は明確化されているか。
- 現状では複数の市町村による共同策定が認められていない場合、共同策定を可能とする方向で見直しを行う予定があるか 等

<今後の予定>

- 各府省において、複数の市町村による計画の共同策定を可能とする方向で制度・運用の見直し等必要な措置が講じられるよう適宜フォローアップする。
- 上記調査の結果を踏まえて、複数の市町村による共同策定が可能な計画について整理の上、地方公共団体に周知する。
- 特に、複数の市町村で共同で策定することでより効果が発揮されと考えられる計画については、各府省とも連携しながら計画の共同策定を推進することとする。

※結果は、各省回答ベースであり、精査中のため、暫定版。

1. 複数の市町村による共同策定が可能な計画 222計画／275計画

(1) 共同策定が可能であることが法律上明確にされている計画 69計画

(例) 地域公共交通計画、創業支援等事業計画

(2) 運用上共同策定が可能とされている計画 153計画

(例) 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

① 共同策定が可能である旨が通知等で明確化されているもの 47計画

② 今後明確化する予定であるもの 92計画

【参考1】明確化の予定時期

令和3年度中 51計画

令和4年度中 34計画

令和5年度以降 6計画

未定 1計画

【参考2】明確化の方法

通知や指針等の改正、発出

自治体向け会議・研修会等での周知 等

③ 明確化するかどうかも含めて検討中 等 14計画

2. 複数の市町村による共同策定が認められない計画 53計画／275計画

(例) 財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針(いわゆる「内部統制に関する方針」、

(小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく)産業振興促進計画

【趣旨】

人口減少・少子高齢社会においても、地方公共団体が行政サービスを持続可能な形で、効率的かつ効果的に提供できるよう、地方公共団体間の連携に係る先進事例の知見を国において収集し、取組の横展開を図ることにより、全国各地の多様な広域連携を、より柔軟かつ積極的に推進する。

【対象事業】

- 持続可能な行政体制の確保に向けて地域全体として積極的に挑戦する広域連携の取組（「地域の未来予測」等を踏まえたものに限る。）のうち、新規性や全国展開の可能性が高く、他団体のモデルとなるような取組。
- 特に、多様な広域連携の推進及び連携の深化といった観点から、以下の取組を中心に選定予定。
 - I 合意形成に時間を要し、かつ継続性のある取組
 - ①計画の共同策定、②専門人材の共同活用、③施設・公共交通の再編に向けた取組
 - II 連携中枢都市圏等の取組ではカバーしきれない地域における多様な広域連携の取組
 - ④都道府県による小規模市町村への補完・支援、⑤隣接していない地方公共団体間の連携

(例)

- ・ 公共施設の再編、共同利用等
- ・ 専門人材(医療・福祉分野、ICT分野、土木・建築分野等)の広域的な確保・育成・活用
- ・ デジタルを活用した隣接していない地方公共団体間の連携

(上限予定額)

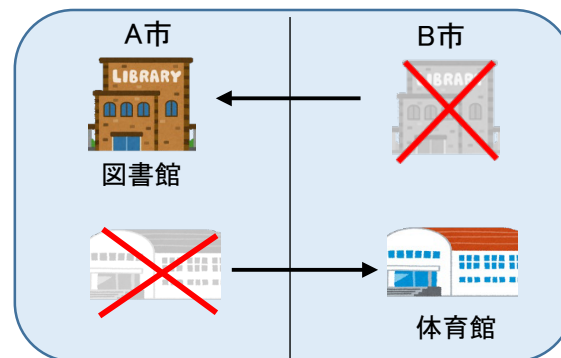
1,000万円程度

(採択予定団体数)

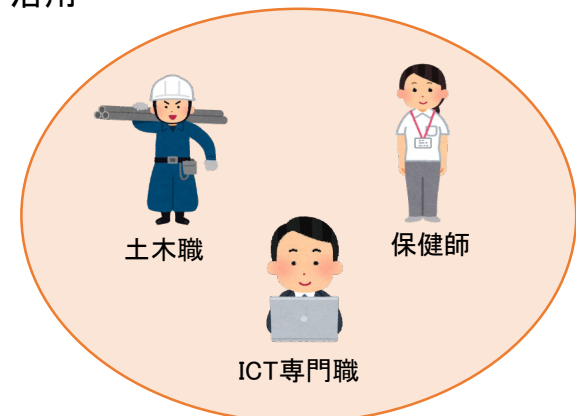
5団体程度

(対象団体)

- ・他の市町村との広域連携に取り組む市町村
- ・都道府県



(例1:公共施設の再編)



(例2:専門人材の広域的確保・活用)

自治会・町内会等に関する総務省の主な取組

令和3年度の取組

1 自治会・町内会等の活性化やデジタル化について、「地域コミュニティに関する研究会」にて議論

※R3.10月、R3.12月、R4.1月に各市区町村に対して、研究会の議論の状況等を情報提供

2 自治会・町内会等の活動に係る市町村の支援に対して、地方交付税措置

3 認可地縁団体制度の改正
不動産等の保有の有無にかかわらず法人格の取得が可能に
(第11次地方分権一括法による地方自治法改正)

4 自治会・町内会等の会長として長年にわたり、良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績があった方を「総務大臣表彰」又は「叙勲」の対象に

取組の
活発化



拡充



更なる
改正



令和4年度の取組（案）

自治会・町内会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくための取組の強化

1 令和3年度末にとりまとめ予定の「地域コミュニティに関する研究会」報告書を用いて、優良事例の横展開を図るとともに、令和4年度は、自治会活動のデジタル化などについて、研究会等において、更なる議論を予定

→自治会活動のデジタル化、自治会の負担軽減及び加入促進に係る取組、自治会とNPO等の他の団体との連携による自治会の活性化などの優良事例を横展開

2 加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会・町内会等への加入促進や自治会活動の周知の取組を普及推進させていくために必要な措置を講じることとしている

3 地方からの提案に対応し、以下の点に関し、認可地縁団体制度の更なる改正を予定

→認可地縁団体の合併に関する規定の新設や、認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する公告回数を3回以上から1回にする見直しなど

※研究会の議論の状況を踏まえ、令和4年3月に自治会活動に関するデジタル化等の状況調査を実施する予定です。



継続的に実施

「地域コミュニティに関する研究会」について

(事務局：総務省自治行政局市町村課)

概要

地域社会においては、地域福祉や防災など、複雑化する課題への対応の必要性は高まっているが、自治会等の加入率の低下など、地域のつながりの希薄化への危機感は一層高まっているとともに、コロナ禍の影響により活動に制約が生じている。他方で、地域活動を効率化し、効果を高める手段としてデジタル技術の活用への期待も高まっている。

こうした状況を踏まえ、自治会、地域運営組織、NPOなど地域コミュニティの多様な主体が、地域社会において変化するニーズに的確に対応できるようにするための方策について、地域活動のデジタル化にも着目し、先進的な自治体や地域コミュニティの取組を全国の自治体にフィードバックすることを念頭に置いて、検討する。

研究テーマ

1. 変化するニーズと地域コミュニティによる対応

○変化の要因：ライフスタイルや地域ニーズの変化、コロナ対応に伴い生じた変化

○環境の変化により活動が期待される分野：子ども・高齢者等の居場所づくり、高齢者交流、声かけ・見守り、買い物支援、防災訓練 等

○行政の支援の手法（例）

場所づくり → 集いの場や避難所となる公共施設等の整備・修繕、子どもの居場所づくりの促進 等

人材づくり → 研修会の開催、地域団体間（ボランティア・NPO等を含む）や専門人材との関係構築（コーディネーターとしての役割） 等

2. 地域活動のデジタル化

○従来の活動の効率化：電子回覧板の導入、総会の委任状の電子化、イベントや美化活動の出欠確認・開催中止連絡等の迅速化

○今後活動が期待される分野への貢献：地域福祉、防災分野等の活動に寄与するデジタル化

（地域の居場所や各種支援情報の見える化、未読者の安否確認、非接触による高齢者等の感染対策等）

○高齢者等へのデジタル活用支援

構成員

学識経験者8名により構成（◎：座長）

伊藤 正次 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授
清原 慶子 杏林大学客員教授、ルーテル学院大学客員教授
佐藤 文俊 地方公共団体金融機構理事長
水津 陽子 合同会社フォーティ R & C 代表
日高 昭夫 山梨学院大学法学部政治行政学科特任教授
深田 秀実 小樽商科大学商学部社会情報学科教授
湯浅 誠 特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長
◎横道 清孝 政策研究大学院大学特別教授

（上記のほか、オブザーバーとして、厚生労働省及び消防庁の関係課室）

開催経過

7月12日 第1回：全体概要説明、自治体向けアンケートの実施について
8月30日 第2回：研究会の進め方及び地域活動のデジタル化について
10月25日 第3回：自治会・町内会の活動の持続可能性について
12月20日 第4回：防災・地域福祉分野等における地域コミュニティの
主体間の連携について

自治会・町内会活動に対する市町村支援への地方交付税措置

○ 令和3年度

- ・自治会・町内会活動に係る市町村の支援に対して、地方交付税措置（地域振興費 住民活動支援事業）

住民活動支援事業に対する地方交付税措置（基準財政需要額）標準団体（人口10万人）で43,375千円

（※）住民活動支援事業

自治会・町内会活動（話し合いの場づくり等）支援事業、地域活性化イベント（お祭り、地域PR等）助成事業、自主防犯活動（地域の夜回り等）支援事業、防犯灯設置助成事業、ゴミステーション設置事業、集会所建設費補助事業、児童遊園補助事業

出典：「令和2年度地方交付税制度解説（単位費用編）」地方交付税制度研究会

○ 令和4年度（案）

- ・加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会・町内会等への加入促進や自治会活動の周知の取組を普及推進させていくために必要な措置を講じることとしている。

※あわせて、「地域コミュニティに関する研究会」報告書を通じた当該取組の参考となる事例の横展開等を実施。

（参考）自治会・町内会等への加入促進や自治会活動の周知の取組の事例

- ・転入手続時における案内（チラシ、ポスター）
- ・大学と連携した学生向けの案内（チラシ）
- ・活動内容等を発信する自治会のホームページやSNSの活用

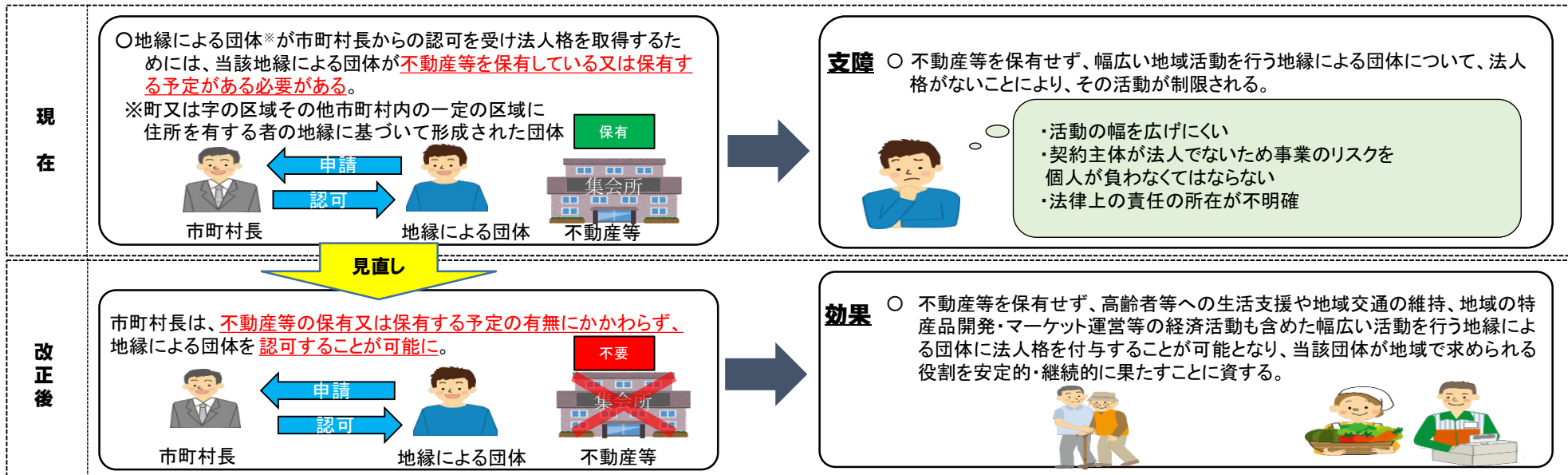
認可地縁団体制度の令和3年改正 (不動産等の保有の有無にかかわらず法人格の取得を可能としたことなど)

制度の概要 (地方自治法260条の2)

○自治会等の「地縁による団体」は、いわゆる「権利能力なき社団」と考えられ、自治会等の名義で不動産登記することができなかったが、平成3年に創設された「認可地縁団体制度」により、地縁による団体が、不動産等を保有(保有予定)するため、市町村長から認可を受けることによって、法人格を取得し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記することが可能となっている。

第11次地方分権一括法による地方自治法改正 (令和3年5月26日公布、11月26日施行)

○不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う自治会・町内会等もあり、活動実態と認可目的が必ずしも一致しない。
○今般の地方分権一括法による地方自治法改正により、不動産等の保有(保有予定)の有無にかかわらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能となった。

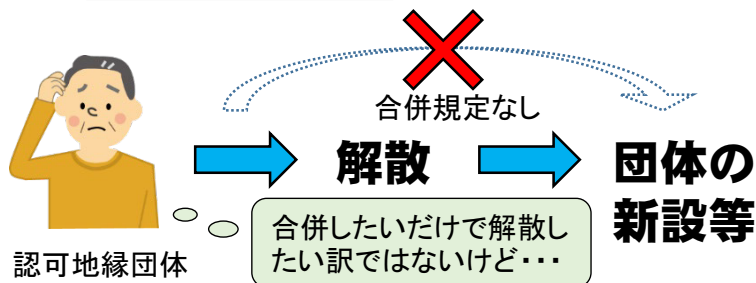


○上記のほか、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法改正 (令和3年5月19日公布、9月1日施行) により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決することが可能となった。

現
行

地方自治法

- 認可地縁団体^(注1)に関する規定について、
 - ①合併の規定が定められていない。
 - ②書面又は電磁的方法による決議の規定が定められていない。



支障

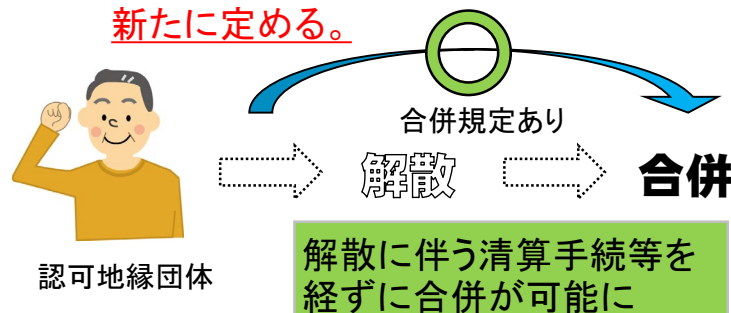
- 認可地縁団体が合併するには、解散に伴う清算手続等を経る必要がある。
- 決議に当たって、総会の開催を省略できない。



→ 認可地縁団体の活動の制約要因に

改
正
後

- 認可地縁団体に関する規定において、
 - ①合併の規定を新たに定める。
 - ②書面又は電磁的方法による決議の規定を新たに定める。



効果

- 合併規定に基づき権利義務の全部の承継が可能となることから、解散に伴う清算手続等の事務負担が軽減
- 書面等による非対面の決議が可能となり、利便性が向上



認可地縁団体の活動の維持・継続に寄与

(注1) 認可地縁団体とは…自治会など（町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体）で市町村長による認可を受けた団体。
(注2) 上記見直しと併せて、認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する公告の回数を3回以上から1回とする見直しを行う。